



# 島根県報

平成24年11月20日（火）

第2,446号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

|                             |                   |   |
|-----------------------------|-------------------|---|
| 土地改良区の役員の就任及び退任の届出          | (農 村 整 備 課)       | 2 |
| 保安林予定森林                     | (森 林 整 備 課)       | 2 |
| 保安林の指定の解除                   | (       "       ) | 2 |
| 平成24年度地籍調査事業の決定の一部改正        | (用 地 対 策 課)       | 3 |
| 島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正 | (建 築 住 宅 課)       | 4 |

### 【公 告】

|                    |             |   |
|--------------------|-------------|---|
| 平成24年度島根県准看護師試験の実施 | (医 療 政 策 課) | 4 |
| 河川法の規定による簡易代執行の実施  | (河 川 課)     | 7 |

### 【特定調達公告】

|  |         |   |
|--|---------|---|
| 島根県立中央病院における手術用顕微鏡システム一式購入に係る一般競争入札の実施 | (病 院 局) | 7 |
|--|---------|---|

### 【教委告示】

|                 |           |    |
|-----------------|-----------|----|
| 島根県指定無形民俗文化財の指定 | (文 化 財 課) | 10 |
|-----------------|-----------|----|

**告 示****島根県告示第634号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 益田市土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

山本 浩章 益田市高津四丁目13番5号

## 2 就任年月日

平成24年10月26日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

理事

福原慎太郎 益田市常盤町4番26号

**島根県告示第635号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

大田市大森町字大谷下妙見寺山ホ273、字大谷下モ居宅上ホ275

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第636号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 解除に係る保安林の所在場所

安来市伯太町峠之内786-44

- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養かん
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**島根県告示第637号**

平成24年度地籍調査事業の決定（平成24年島根県告示第291号）の一部を次のように改正し、平成24年11月20日から施行する。

平成24年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表雲南市の項を次のように改める。

|     |  |                      |
|-----|--|----------------------|
| 雲南市 | 殿河内①<br>刈畑②<br>刈畑③<br>北村①<br>殿河内②<br>刈畑④<br>刈畑⑥<br>北村②<br>北村③<br>刈畑⑤<br>小河内①<br>小河内②<br>小河内③<br>南村①<br>南村②<br>里坊①<br>里坊② | 交付決定の日から平成25年3月29日まで |
|-----|--|----------------------|

表飯南町の項を次のように改める。

|     |   |                      |
|-----|---|----------------------|
| 飯南町 | 八神 3<br>頓原13<br>志津見 3<br>角井 1<br>角井 2<br>志津見 6<br>志津見 7 | 交付決定の日から平成25年3月29日まで |
|-----|---|----------------------|

表邑南町の項を次のように改める。

|     |                      |                      |
|-----|----------------------|----------------------|
| 邑南町 | 岩屋 1<br>日貫XI<br>岩屋 2 | 交付決定の日から平成25年3月29日まで |
|-----|----------------------|----------------------|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | 日和Ⅲ<br>新山<br>日和Ⅱ<br>日貫12<br>小河内<br>日和4<br>下田所1<br>下田所2<br>下田所3<br>下田所4 |  |
|--|--|--|

**島根県告示第638号**

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成22年島根県告示第102号）の一部を次のように改正し、平成24年12月1日から施行する。

平成24年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「

|         |    |            |      |       |   |
|---------|----|------------|------|-------|---|
| 表松江市の項中 | 羽入 | 簡易耐火構造 2階建 | 昭和54 | 0.774 | を |
|         |    | 中層耐火構造 4階建 | 昭和54 |       |   |
|         |    |            | 昭和55 |       |   |

」

「

|    |            |      |       |       |
|----|------------|------|-------|-------|
| 羽入 | 中層耐火構造 4階建 | 昭和54 | 0.774 | に改める。 |
|    |            | 昭和55 |       |       |
|    |            | 平成23 | 0.799 |       |

」

**公 告**

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成24年度准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

平成24年11月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成25年2月15日（金） 午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所

(1) 松江会場

松江市殿町158 島根県民会館

(2) 浜田会場

浜田市野原町2433-2 島根県立大学

## 3 試験の方法

筆記試験（四肢択一式）

## 4 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

## 5 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成25年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成25年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成25年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成25年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成25年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、知事が適当と認めたもの

## 6 願書の提出期間等

## (1) 提出期間

平成25年1月4日（金）から同月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）。

## (2) 受付方法等

受付場所への持参又は郵送による（持参により提出する場合は、提出期間中（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。郵送により提出する場合は、書留郵便とし、平成25年1月11日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。）。

## (3) 受付場所

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ

## 7 提出書類

## (1) 受験願書

- (2) 受験票（出願前6月以内に撮影した正面、上半身、脱帽で縦6センチメートル、横4センチメートルの写真を所定欄に貼り付けたもの。裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

なお、学校、養成所又は大学において受験用写真を貼った受験票に、当該学校、養成所又は大学の刻印及び照合印を押すこと（当該刻印及び照合印を得ることができない者においては、受験票の写真と照合することのできる写真付き身分証明書の写しを提出すること。）。

## (3) 受験資格を確認できる次の書類

ア 修業証明書又は卒業証明書（出願時において修業見込み又は卒業見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、修業又は卒業後速やかに修業証明書又は卒業証明書を提出することとする。平成25年4月1日（月）午後5時（必着）までに提出がない場合は当該試験を無効とする。なお、婚姻等により、氏名の変更があり、修業証明書又は卒業証明書に記載されている氏名と受験願書及び受験票に記載された氏名が異なる場合は、出願書類に戸籍抄本を添付すること。）

イ 5の(5)又は(6)に該当する者は、それを証する書面

## 8 受験手数料

6,900円（島根県収入証紙で納付すること。収入証紙には消印をしないこと。他県からの受験者は、ゆうちょ銀行が発行する定額小為替又は普通為替で納付すること。ただし、納付された受験手数料は、返還しない。）

## 9 受験票の交付

受験願書を受理した者には、平成25年1月29日（月）までに受験票を交付する。受験票は、各准看護師養成施設一括申込み分については施設長あて一括送付し、個人申込み分については随時送付する。

平成25年2月1日（金）までに受験票が届かない場合は、島根県健康福祉部医療政策課に問い合わせること。

## 10 合格発表

平成25年3月13日（水）午前9時県庁前の掲示板に受験番号を掲示するとともに、同日午前9時30分から島根県健康福祉部医療政策課のホームページに合格者の受験番号を掲載する。また、同日付けの島根県報にも掲載する。

可否に関する電話での問合せには、原則として応じない。

## 11 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。ただし、修業又は卒業見込みで受験した者については、平成25年4月1日（月）午後5時（必着）までに修業証明書又は卒業証明書を提出した者に合格証書を交付する。

## 12 試験成績の開示

試験の成績を、下記のとおり開示する。

## (1) 開示内容

総合得点及び科目別得点

## (2) 開示対象者

全受験者

## (3) 開示請求できる者

受験者本人

## (4) 開示期間

平成25年3月13日（水）から同年4月12日（金）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## (5) 開示請求の方法

島根県健康福祉部医療政策課にて、受験者本人が受験票を提示し、口頭により請求する。

## (6) 開示方法

開示請求のあった日に、原則として閲覧により開示する。口頭での伝達によることもできるが、写しの交付は行わない。

## (7) 開示場所

島根県健康福祉部医療政策課

## 13 その他

(1) 受験に必要な書類は、島根県健康福祉部医療政策課へ請求すること。願書の郵送を希望する場合は、封筒の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、請求すること。

(2) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成25年1月11日（金）までに島根県健康福祉部医療政策課まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて、必要な措置を講ずる。

(3) 試験会場の収容人数には制限があるため、受験会場の希望に添えない場合がある。また、受験者数の調整を行う必要が生じた場合には、島根県の区域内の准看護師学校養成所を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）及び島根県の区域内に住所を有する者を優先するため、それ以外の者については、受験を断る場合がある。

(4) 受験に関し不明な点がある場合は、島根県健康福祉部医療政策課（電話0852-22-5252）へ問い合わせること。

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成24年12月16日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年11月20日

島根県知事 溝口善兵衛

1 河川名

二級河川堀川水系堀川（出雲市大社町杵築西、修理免及び杵築南地内）

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者

- (1) ご縁橋上流約5メートルの左岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (2) ご縁橋上流約50メートルの左岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (3) ご縁橋上流約60メートルの左岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (4) ご縁橋上流約70メートルの左岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (5) ご縁橋上流約130メートルの左岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (6) 馬渡橋下流約200メートルの右岸に係留されている船舶及びその他附属物一式
- (7) ご縁橋上流約100メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (8) 宇迦橋下流約30メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (9) 宇迦橋下流約10メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (10) 一畑電車大社線鉄道橋下流約150メートルの右岸に設置されている係留施設及びその他附属物一式
- (11) 一畑電車大社線鉄道橋下流約120メートルの右岸に設置されている係留施設及びその他附属物一式
- (12) 一畑電車大社線鉄道橋下流約30メートルの右岸に設置されている係留施設及びその他附属物一式
- (13) 一畑電車大社線鉄道橋下流約20メートルの右岸に係留されている船舶、係留施設及びその他附属物一式
- (14) 神光寺橋下流約150メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (15) 神光寺橋上流約20メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (16) 神光寺橋上流約30メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- (17) 神光寺橋上流約50メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式

3 当該措置の内容

当該船舶、係留施設等を河川区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該船舶、係留施設及びその他附属物が河川法第24条及び第26条の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一グループ 電話 0853-30-5632

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体

の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成24年11月20日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

## 1 入札の概要

### (1) 調達案件

手術用顕微鏡システム 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 納入期限

平成25年3月29日

### (4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」、中分類「(1) 医療機器」に登録された者であること。

(4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）により、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定により医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。

(7) 本公告に示した調達案件を十分に納入することができることを証明した者であること。

## 3 入札書の提出場所等

### (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原4丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部業務グループ

電話0853-30-6431 F A X 0853-21-2975

### (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成24年11月20日から12月10日までの間（土曜、日曜及び祝日を除く。）、(1)の場所において交付する（交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで申し込むこと。



## (3) 入札説明会

実施しない。

## (4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

## ア 提出期限

平成24年12月25日 午後5時

## イ 提出方法

持参又は郵送

## ウ 提出場所

(1)の問合せ先

## (5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、基礎審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

## ア 提出期限

平成25年1月7日 午前10時00分

## イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、平成25年1月7日午前9時までに到着していること。

## ウ 提出場所

平成25年1月7日午前10時までは3(1)の問合せ先とし、それ以降は(6)イの場所とする。

## (6) 開札の日時及び場所

## ア 日時

平成25年1月7日 午前10時00分

## イ 場所

島根県立中央病院 2階 会議室2

## 4 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要する。

## (7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入

札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased : Operation Microscopes System

(2) Desired Date of Delivery : March 29 2013

(3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi,  
Shimane-ken, 693-8555, Japan.

(4) Bid Tendering Date and Time : 10:00 A.M. January 7 2013

(5) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi,  
Shimane-ken, 693-8555, Japan. Tel 0853-30-6431

## 教 育 委 員 会 告 示

### 島根県教育委員会告示第6号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第26条第1項の規定により、次の無形民俗文化財を島根県指定無形民俗文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年11月20日

島根県教育委員会委員長 山本弘正

| 種 別  | 名 称    | 所 在 地   | 保持団体 |
|------|--------|---------|------|
| 年中行事 | 布施の山祭り | 隠岐の島町布施 | 布施区  |